

北海道告示第10740号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年5月11日

北海道知事 鈴木 直道

(水産林務部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 北海道苗木安定供給推進事業 優良苗木の安定的な供給体制を整備するため、予算の範囲内で補助する。						提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
(1)採種園等の造成・改良等事業		補助事業者が行う苗木の生産を目的とした採種園等の整備に要する経費のうち次に掲げるもの	2分の1以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式			
ア 採種園等の造成・改良・機能向上	知事が事業実施主体として認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農事組合法人等	1 造成費 支障木伐採・処理、整地・地拵え、採種(穂)木生産、採種(穂)木購入、植付、系統表示、造成地の簡易防護柵、閉鎖系採種園用設備等の採種園等の造成に係る経費とする。(下刈り等の管理作業に係る経費は除く。) 2 改良費 既存採種(穂)木伐採・処理、地拵え、採種(穂)木生産、採種(穂)木購入、植付、系統表示、改良地の簡易防護柵、閉鎖系採種園用設備等の採種園等の改良に係る経費とする。(下						

		刈り等の管理作業に係る経費は除く。) <p>3 機能向上費 枯死した採種(穂)木伐採・処理、整地・地拵え、採種(穂)木生産、採種(穂)木購入、植付、採種(穂)木に適した樹型誘導のための整枝剪定、追肥、耕耘、着花促進のためのジベレリン散布等、日照確保のための支障木や張枝の除去、追加的な簡易防護柵、防風雪施設、防護林造成等に係る採種園等の機能を向上するための措置に要する経費とする。</p> <p>4 消耗品費 当該事業を実施する際に要する雑費とし、その内容は消耗品費とする。</p> <p>1～3の経費には、賃金支弁者が負担する賃金に係る社会保険料を含む。</p>						
イ 原種増殖施設等の整備	知事が実施主体として認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者等	1 施設整備費 ミニ植物工場、低温処理設備、ガラス温室、灌水・照明・気象観測設備等原種増殖のために必要な施設及び高所作業車、除草機材、種子乾燥機、種子保管庫等種穂採取を効率化するために必要な施設を整備するための経費とする。						
(2) コンテナ苗木生産基盤施設等整備事業	市町村	市町村がコンテナ苗木生産基盤施設等整備事業を行う実施主体に対して当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費及び市町村が行う当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの	2分の1以内	水林第14号様式 水林第20号様式 水林第52号様式 水林第53号様式 別に指示する様式	水林第29号様式 水林第31号様式 水林第52号様式 水林第53号様式 別に指示する様式			
ア コンテナ苗木生産基盤施設等整備		1 機械器具費 コンテナ苗木生産に必要な機械の導入に要する経費とする。						

		<p>2 建物建築費及び構築物設置費 コンテナ苗生産のための、倉庫、育苗促進施設等の整備に要する経費とする。</p> <p>3 コンテナ苗生産資材 コンテナ苗の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。</p>							
	イ コンテナ苗幼苗生産 高度化施設等整備	<p>1 機械器具費 コンテナ苗生産に必要な機械の導入に要する経費とする。</p> <p>2 建物建築費及び構築物設置費 コンテナ苗生産のための、倉庫、育苗促進施設等の整備に要する経費とする。</p> <p>3 幼苗生産資材 コンテナ苗の幼苗の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。</p>							
2	エゾシカ森林被害防止強化対策事業 エゾシカによる森林被害の防止を図るため、予算の範囲内で補助する。			<p>水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 水林第79号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 水林第79号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	総合振興局長又は振興局長		
(1)	エゾシカ森林捕獲加速事業	<p>市町村 森林所有者又はその森林の管理者 森林組合</p> <p>補助対象者が行うエゾシカ森林捕獲加速化事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 銃猟捕獲型 エゾシカを誘引する資材等の設置費、エゾシカを誘引するために必要な資材等の購入費</p> <p>イ 生体捕獲型 囲いワナの設置費、囲いワナの設置に係る資機材購入費、エゾシカを</p>	2分の1以内						

		囲いワナ内に誘引する資材等の設置費、エゾシカを囲いワナ内に誘引するために必要な資材等の購入費						
(2) シカによる森林被害緊急対策事業	複数の市町村等から構成された広域協議会	補助対象者が行うシカによる森林被害緊急対策事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 計画の作成と広域協議会等の開催費、行動把握等調査費、捕獲の実践経費、実施結果の記録、分析、評価費、報告書の作成費	定額					
3 森林保護事業 森林病害虫等を防除し、もって森林の保全を図るため、予算の範囲内で補助する。	森林保護事業を行う者	補助対象者が行う森林保護事業に要する経費のうち、次に掲げるもの		水林第2号様式 水林第55号様式別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	実績報告は要しない
(1) その他松くい虫駆除		薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費	2分の2					
(2) ナラ類等せん孔性害虫駆除		伐倒費、薬剤費、くん蒸費、焼却費（必要な搬出費及び運搬費を含む。）及び事業雑費、賃金及び資材費	4分の3					
(3) 食葉性害虫駆除		薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	4分の3					
(4) からまつ先枯病伐倒駆除		伐倒費、集積・焼却費及び事業雑費	2分の2					
(5) からまつ先枯病薬剤駆除		薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	4分の3					
(6) 野ねずみ駆除		薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	2分の1					
(7) 突発性森林病害虫駆除		薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	2分の1以内					
4 森林・山村多面的機能発揮対策推進事業 集落周辺の森林等における森林・山村多面的機能発揮対策活動を支援するため、予算の範囲内で補助する								
(1) 活動支援事業	北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会が里山林等において実施主体が行う以下の活動に対し、交付金を交付	国の交付額の6分の1以内。ただし、市町村が	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式	水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日		

		<p>するために要する経費。</p> <p>①活動推進費</p> <p>②地域環境保全タイプのうち里山林保全活動</p> <p>③地域環境保全タイプのうち侵入竹除去・竹林整備活動</p> <p>④森林資源利用タイプ</p> <p>⑤森林機能強化タイプ</p> <p>⑥関係人口創出・維持タイプ</p>	<p>補助対象者又は事業実施主体に交付する額を上限とする。</p>	<p>水林第20号様式</p> <p>水林第32号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>水林第31号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出先</p> <p>水産林務部森林環境局森林活用課</p>	
(2) 活動推進事業	市町村	<p>市町村が活動組織に対し行う推進・指導等に要する経費（賃金、謝金、旅費、需用費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借費、備品費）</p>	<p>定額</p>	<p>水林第2号様式</p> <p>水林第14号様式</p> <p>水林第18号様式</p> <p>水林第20号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>水林第2号様式</p> <p>水林第29号様式</p> <p>水林第31号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>